

「補助金使用における不適切な 使用方法や報告の事例」

国際ロータリー第2590地区
2020-2021年度
地区ロータリー財団補助金管理セミナー

2020年12月10日

**ロータリー財団
2590地区資金管理委員会
野村昌弘**

MOUの重要なポイント「クラブ、クラブ役員の責務」

1- C クラブが提唱した補助金資金の使用に対しては、クラブが責任を持つ。

1- D 補助金の不正使用、不適切な管理が確認された場合は、クラブの参加資格が保留、または取り消しとなる場合がある。

1- E クラブは、いかなる財務監査、補助金監査、業務監査にも協力しなければならない。

2. クラブ役員の責務

クラブ役員は、クラブの参加資格認定およびR財団補助金の適切な使用について主な責任を有する。

5. クラブは、R財団のすべての報告要件に従わなければならない。

7. 補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはその疑いがある場合は、クラブはこれを地区に報告しなければならない。

補助金・奨学金の不適切な事例 (1)

補助金の使用に関する要件

不適切な事例

・補助金専用の銀行口座を
設け、その口座で管理する。



・補助金の受入れと支出を
クラブの一般会計口座を使用していた。

・別口座にしないと、クラブが支出の報告書を作成するにあたって、支出の追跡と把握が非常に面倒になります。必ず別口座で管理してください。

・毎年度新規に口座を設ける必要はありません。前の案件の残高がゼロになったこと、前の口座の代表者と管理責任者の変更を確認すれば、次の案件に使用できます。

補助金・奨学金の不適切な事例（地区補助金）（2）

補助金の使用に関する要件

・プロジェクトの総事業費の20%以上をクラブで負担すること。（地区方針）



不適切な事例

・クラブ負担割合が20%以下になってしまった。（2018-19年度では地区補助金26案件のうち約半分が20%以下）

・クラブの負担額も専用口座に振り込み、総額で管理してください。

補助金・奨学金の不適切な事例 (3)

補助金の使用に関する要件

・海外プロジェクトで書類が現地語である場合は、領収書などの各種の書類に日本語訳をつけること。・ゲイツ財団また円換算額を付記すること。(交換時レートにて)



不適切な事例

・領収書をタイ語のまま、タイバーツのままのものを添付してきた。

・タイ語、ベトナム語などの場合、現地語ですと、領収書の内容がわかりません。いちいちレート換算をしないといけないため、プロジェクト完了後の管理の審査に時間がかかります。最終的にはクラブ側の負担が増えてしまいます。

補助金・奨学金の不適切な事例 (4)

補助金の使用に関する要件

- ・支出は原則として銀行振り込みにする。(振り込み手数料は総事業費として扱う)



不適切な事例

- ・補助金額を現金で一括で銀行口座から引き出し、支出していた。
- ・少額の領収書が数多くあり、支出リストもない。
- ・クラブ負担割合も不明確。

- ・少額支払が多数あるときは、通帳とは別に現金出納帳形式でリストを作成してください。
- ・領収書の宛先は原則としてクラブ名であること。

補助金・奨学金の不適切な事例 (5)

補助金の使用に関する要件

不適切な事例

・補助金申請時、承認時にはプロジェクト名称が付される。



・補助金申請時のプロジェクト名称を、補助金の承認後に変更してしまった。

・プロジェクト名称の変更は、事業内容の変更と受け取られ、交付目的外の補助金使用とも見られてしまうので、当初の名称を使用してください。(2018-19年度で名称変更したプロジェクトが2件あり)

・承認後にやむを得ず活動の内容やプロジェクトの内容(寄贈物品の種類、寄贈先、予算など)の変更をする場合は、必ず事前に地区のロータリー財団補助金委員会に連絡の上、承認を受けてください。

補助金・奨学金の不適切な事例 (6)

補助金の使用に関する要件

・完了報告書提出は、地区補助金は終了後1ヵ月以内、奨学金事業は2ヶ月以内。



不適切な事例

・2018-19年度では地区補助金26件のうち、12クラブが期限後の提出であった。

・報告書提出が遅れると、不備な点の修正や不明点の解明に時間がかかり、結局はクラブに負担がかかることとなります。奨学生と連絡がとれなくなることもあります。

・クラブ、地区の担当の委員も変わることもあるので、期限内の提出をお願いします。

補助金・奨学金の不適切な事例 (7)

補助金の使用に関する要件

- ・ロータリアンの積極的参加が必要。
- ・しかしロータリアンは補助金活動から直接間接の利益を得ることはできない。



不適切な事例

- ・単に寄付金ではないかと思われるようなケースがある。
- ・ロータリアンの会社から物資を調達した。

・他の団体が立案した事業の資金を出すだけというのは、認められません。ロータリアンの参画が必要。最低でも1回は現地訪問が望まれます。(ただしコロナ禍では事情を考慮)

・やむを得ない理由で、ロータリアンが関与する団体から物資やサービスを調達する場合は申請書に理由を明記してください。また公正なプロセス(相見積もり、入札など)で調達する場合も申請書に記入し、3件以上の相見積もりを添付してください。

お願い

MOUに記載されているルールに沿って、
適切な補助金の使用、報告をお願いします。